

競争参加資格がないと認めた理由の説明請求書

東日本高速道路株式会社関東支社
支社長 良峰 透 殿

提出者) 住所 大阪府堺市西区浜寺元町2丁170番地
電話番号 072-262-9696
会社名 株式会社今重興産
代表者 代表取締役 橋本 裕子



令和 4年 5月 26日付けで通知された、第三京浜道路 川崎高架橋橋梁補修工事に係る競争参加資格確認申請についての審査において、競争参加資格がないと認めた理由について、下記のとおり説明を求めます。

記

1. 工事名 第三京浜道路 川崎高架橋橋梁補修工事
2. 当該案件の公告日 令和 4年 3月 30日
3. 疑問内容 コンクリート片はく落防止対策工として連続繊維シート接着工の施工実績がないとの事で参加資格なしと通知されてますが、提出した資料の最終設計単価表の39番と41番にて、はく落防止対策工が明記されております。NEXCO関連工事の設計書では連続繊維シート接着及び樹脂塗装接着工法の工種は、はく落防止対策工という項目で統一されており工事内容を理解されているNEXCO社員であれば特記仕様書や図面の添付は必要なく一目瞭然で確認できる事項であると思えます。
弊社は過去多数のNEXCO入札参加を申請しておりますが一度も特記仕様書や図面などを必要とされたことはありません。

以 上

令和4年6月8日

大阪府堺市西区浜寺元町2丁170番地

株式会社今重興産

代表取締役 橋本 裕子 様

東日本高速道路株式会社関東支社

支社長 良峰 透

回答書

貴社から説明請求のありました件につきまして、下記のとおり回答します。

本回答に不服のある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）に基づき設置された政府調達苦情検討委員会に対し、苦情処理を申立てることができます。

記

1. 説明請求の対象工事名

第三京浜道路 川崎高架橋橋梁補修工事

2. 不服のある事項

同種工事の実績を満たす施工実績として認められないとされた理由について

3. 説明請求に対する回答

本工事で求める同種工事の施工実績は、入札公告（説明書）3-1. 競争参加資格（5）に示すとおり「コンクリート構造物のコンクリート片はく落防止対策として、連続繊維シート接着工法または樹脂塗装接着工法を実施した工事」としています。

また、技術資料作成説明書（技術資料様式）「5. 技術資料（様式2）記載上の注意事項及び証明資料（1）1）証明資料②」において、「コリンズの登録内容では同種工事の施工実績及びその他の記載内容すべてが確認できない場合、又はコリンズに登録していない場合は、契約書、図面、特記仕様書等記載内容の証明ができる書類の写しを添付すること」としています。

貴社より同種工事に関する添付資料として提出された第2回（最終）設計変更改訂単価表に記載されている、番号39「はく落防止対策工 A」及び番号41「はく落防止対策工 B」は、項目番号が「特一（10）」となっていることから当該工事に適用されている土木工事共通仕様書で定義される単価項目ではないと判断されるため、図面又は特記仕様書によりその内容を確認しなければ、技術資料に記載された「連続繊維シート接着工法」に該当するものであることが確認できません。

このため、「記載内容の証明ができる書類の写し」が添付されていないものと判断し、同種工事の実績を満たす施工実績として認められないことから、本工事の競争参加資格を「無」としたものです。

以上